

## 柏崎市林業新規雇用住宅支援補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新規就業者の確保や林業従事者の定着を図るため、市内の森林組合又は意欲と能力のある林業経営者及び県から認定を受けた経営体並びに経営体に新規雇用された者に対して予算の範囲内で補助金を交付することを目的とする。

### (交付手続)

第2条 補助金の交付については、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象者)

第3条 この補助金の補助対象者は、柏崎市内の森林組合又は意欲と能力のある林業経営体に新規雇用された通年雇用者で、新たに市内に住民登録をして、1年以上の継続勤務実績を有する者とする。

### (補助対象経費)

第4条 この補助金の交付対象となる経費は、賃貸住宅の家賃から住宅手当等を差し引いた金額とする。

### (補助金の交付基準)

第5条 この補助金の補助率及び交付限度額は、1か月当たり2分の1以内とし、30,000円／月を上限として、2年間を限度とする。

ただし、1年以上継続勤務した者で、2年未満で退職した場合は、退職した日の属する月の前月までとする。

### (交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出する。

- (1) 住民票
- (2) 賃貸借契約書
- (3) 誓約書
- (4) その他必要と認める書類

### (変更申請)

第7条 補助対象者は、申請の内容を変更しようとするときは、補助事業等変更承認申請書（別記第5号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出する。

- (1) 変更内容及び経費が分かる書類
- (2) その他必要と認める書類

### (変更の承認通知)

第8条 市長は、前条の規定による変更の承認をしたときは、補助事業等変更承認決定通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。

### (実績報告書)

第9条 補助対象者は、補助金の交付決定年度の3月末日までに補助事業等実績報告書（別記第4号様式）に必要書類を添えて市長へ提出しなければならない。

### (補助金の交付)

第10条 市長は、補助対象者から前条の規定による実績報告書の提出を受け、補助金等確定通知書（別記第7号様式）を発行した日から30日以内に補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付は、原則として補助対象者を名義とする金融機関の口座へ振り込むものとする。ただし、

補助対象者から別途、口座振込依頼書が提出された場合は、この限りでない。

(様式)

第11条 この補助金の交付申請書その他の書類の様式は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金交付申請書 別記第1号様式
- (2) 補助金交付決定通知書 別記第2号様式
- (3) 補助金不交付決定通知書 別記第3号様式
- (4) 補助事業等実績報告書 別記第4号様式
- (5) 補助事業等変更承認申請書 別記第5号様式
- (6) 補助事業等変更承認決定通知書 別記第6号様式
- (7) 補助金等確定通知書 別記第7号様式

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。  
(失効)
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限りその効力を失う。ただし、補助金の支払については、令和9年5月31日までの間は、なおその効力を有する。